

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年4月23日

東京都作業部会確認年月日 2019年5月14日

事業名 オーバーレイブック更新等業務委託（その2）

案件名 オーバーレイブック更新等業務委託（その2）（1）

【オリンピックスタジアムほか3会場】

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意の通り、当該事業は会場関係の「オーバーレイおよび仮設等のインフラの整備」の一環であり、会場整備に係る共通費について、オリ経費は、会場数按分により組織委員会（民間所有施設分）と都（都所有施設分）で分担し、パラ経費は、組織委員会、都、国で、2:1:1で分担。 ・V3全体経費でも同様の考え方で計上されている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意において、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なもので	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーレイブックは、会場の仮設オーバーレイ整備について、IOC、IFほか各FA等ステークホルダー等と検討・協議・確認する重要な図書として、IOCから作成を義務付けられているものである。 ・現在、IOCとの協議により概ね6か月ごとに更新図面の作成を求められており、これまでOBv4まで作成しており本業務でOBv4.1及びOBv5.0を作成する。またコンテインメント図（配線管路計画図）の更新についてもOBSから求められており更新図を作成する。 	

あること	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費については国土交通省の平成 31 年度設計業務委託等技術者単価による。 ・必要な人工については、オーバーレイブックやコンテインメント図の更新業務内容に応じて設定した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、長期にわたり大会の準備を行うオリンピック特有のものであり、類似の委託はない。 ・過去大会でも同様の図書を作成している。 ・与条件を熟知した基本設計者もしくは実施設計者に特命することにより組織委員会の対応、コストの効率化を図ることができる。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた仮設オーバーレイ整備に関するもので、I O C から求められている必須図書の作成に係る経費であり、公費負担の対象として適切であると考えらる。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年4月23日

東京都作業部会確認年月日 2019年5月14日

事業名 オーバーレイブック更新等業務委託（その2）（10）

案件名 【東京スタジアムほか2会場】

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29年 5月 31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意の通り、当該事業は会場関係の「オーバーレイおよび仮設等のインフラの整備」の一環であり、会場整備に係る共通費について、オリ経費は、会場数按分により組織委員会（民間所有施設分）と都（都所有施設分）で分担し、パラ経費は、組織委員会、都、国で、2：1：1で分担。 ・V3全体経費でも同様の考え方で計上されている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意において、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なもので	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーレイブックは、会場の仮設オーバーレイ整備について、IOC、IFほか各FA等ステークホルダー等と検討・協議・確認する重要な図書として、IOCから作成を義務付けられているものである。 ・現在、IOCとの協議により概ね6か月ごとに更新図面の作成を求められており、これまでOBv4まで作成しており本業務でOBv4.1及びOBv5.0を作成する。またコンテインメント図（配線管路計画図）の更新についてもOBSから求められており更新図を作成する。 	

あること	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費については国土交通省の平成 31 年度設計業務委託等技術者単価による。 ・必要な人工については、オーバーレイブックやコンテインメント図の更新業務内容に応じて設定した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、長期にわたり大会の準備を行うオリンピック特有のものであり、類似の委託はない。 ・過去大会でも同様の図書を作成している。 ・与条件を熟知した基本設計者もしくは実施設計者に特命することにより組織委員会の対応、コストの効率化を図ることができる。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた仮設オーバーレイ整備に関するもので、I O C から求められている必須図書の作成に係る経費であり、公費負担の対象として適切であると考えられる。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年4月23日

東京都作業部会確認年月日 2019年5月14日

事業名 オーバーレイブック更新等業務委託

案件名 有明体操競技場

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29年 5月 31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意の通り、当該事業は会場関係の「オーバーレイおよび仮設等のインフラの整備」の一環であり、会場整備に係る共通費について、オリ経費は、会場数按分により組織委員会（民間所有施設分）と都（都所有施設分）で分担し、パラ経費は、組織委員会、都、国で、2：1：1で分担。 ・V3全体経費でも同様の考え方で計上されている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意において、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なもので	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーレイブックは、会場の仮設オーバーレイ整備について、IOC、IFほか各FA等ステークホルダー等と検討・協議・確認する重要な図書として、IOCから作成を義務付けられているものである。 ・現在、IOCとの協議により概ね6か月ごとに更新図面の作成を求められており、これまでOBv4まで作成しており本業務でOBv4.1及びOBv5.0を作成する。またコンテインメント図（配線管路計画図）の更新についてもOBSから求められており更新図を作成する。 	必要性

あること	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費については国土交通省の平成 31 年度設計業務委託等技術者単価による。 ・必要な人工については、オーバーレイブックやコンテインメント図の更新業務内容に応じて設定した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、長期にわたり大会の準備を行うオリンピック特有のものであり、類似の委託はない。 ・過去大会でも同様の図書を作成している。 ・与条件を熟知した基本設計者もしくは実施設計者に特命することにより組織委員会の対応、コストの効率化を図ることができる。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた仮設オーバーレイ整備に関するもので、I O C から求められている必須図書の作成に係る経費であり、公費負担の対象として適切であると考えられる。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。